

専門家の詳細評価によるスクリーニング評価結果

化審法に基づくスクリーニング評価では、資料2-1-1に記載のとおり、基本的には、有害性クラス及び暴露クラスの優先度マトリックスにおいて、優先度「高」となった物質について優先評価化学物質として指定することとしている。それに加えて、優先度「中」となった物質についても、専門家による詳細評価に基づき必要と認められた物質については、優先評価化学物質として指定することとしている。本資料では、優先度「中」の物質について、専門家の詳細評価に基づくスクリーニング評価により、優先評価化学物質として指定することとする物質を以下のように選定した。

1. 評価方法

「スクリーニング評価における専門家による詳細評価と判断基準」（資料2-2-1参考）に基づき、以下の評価を行った。

1. PRTR 排出量による暴露クラスの見直し
2. 環境中濃度による詳細評価
3. 生態影響について慢性毒性優先の原則により難しいことによる有害性クラスの見直し
4. 人健康影響に係る有害性の観点からの選定
5. 生態影響に係る有害性の観点からの選定

2. 優先度付与結果

1. 評価方法に沿った優先評価化学物質の付与結果は、以下のとおり。

① PRTR 排出量による暴露クラスの見直し

PRTR 排出量による暴露クラスを見直したところ、資料2-2-2のとおり優先度「高」に該当する物質はなかった。

② 環境中濃度による詳細評価

環境中濃度と有害性評価値を用いて詳細評価を行ったところ、資料2-2-3のとおり、優先評価化学物質として指定することが適当な物質はなかった。

③ 生態影響について慢性毒性優先の原則により難しいことによる有害性クラスの見直し

慢性毒性優先の原則により難しいと考えられ、急性毒性値を採用して有害性クラスを見直す必要がある物質はなかった。

④ 人健康影響に係る有害性の観点からの選定

資料 2-2-4 のとおり、人健康影響に係る「閾値のあることが知られていないなど、慎重な検討が必要と考えられる発がん物質」として、トリメチル（オキシラン-2-イルメチル）アンモニウム＝クロリドの 1 物質と、「有害性評価値が非常に低い（0.0005 以下）の物質」として、3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル＝イソシアナート及びりん酸トリトリルの 2 物質があり、優先評価化学物質として指定することとする。

⑤ 生態影響に係る有害性の観点からの選定

生態影響に係る有害性の観点から選定される物質はなかった。